

農地法第3条の規定による許可申請書

令和 年 月 日

農業委員会受付印

吉野川市農業委員会会長 殿

＜譲渡人(貸人)＞

住 所

氏 名

＜譲受人(借人)＞

住 所

氏 名

下記農地（採草放牧地）について { 所有権
賃貸借
使用貸借による権利
その他使用収益権（ ） } を { 設定(期間 年間)
移転 } したいので、

農地法第3条第1項に規定する許可を申請します。

記

1 申請者の氏名等

申請者	氏 名	年 齢	職 業	住 所
譲渡人 (貸人)				
譲受人 (借人)				

2 許可を受けようとする土地の所在等(土地の登記事項証明書を添付して下さい。)

所 在 ・ 地 番	地 目		面 積 (㎡)	対価・賃料等 の額	所有者の氏名 又は名称	所有権以外の使用収益権 が設定されている場合	
	登記簿	現 況		[10a当たりの額]	[現所有者が登記 簿と異なる場合]	権利の種 類、内容	権利者の氏名又は 名称
				[]	[]		

3 権利を設定し、また移転しようとする契約の内容

1 権利を設定（移転）しようとする時期
2 契約の内容 (1) 契約内容 (2) 契約期間(貸借の場合)

吉農委 第 号

許可条件

上記のとおり許可します。

令和 年 月 日

吉野川市農業委員会会長

(教示)

- 1 この処分不服があるときは、地方自治法（昭和22年法律第67号）第255条の2第1項の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、徳島県知事に審査請求書（行政不服審査法（平成26年法律第68号）第19条第2項各号に掲げる事項（審査請求人が、法人その他の社団若しくは財団である場合、総代を互選した場合又は代理人によって審査請求をする場合には、同条第4項に掲げる事項を含みます。）を記載しなければなりません。）正副2通を提出して審査請求をすることができます。
- 2 この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、市町村を被告として（訴訟において市町村を代表する者は農業委員会となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。
なお、上記1の審査請求をした場合に、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する判決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。
- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する判決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。
なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する判決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

(記載要領)

- 1 法人である場合は、住所は主たる事務所の所在地を、氏名は法人の名称及び代表者の氏名をそれぞれ記載し、定款又は寄附行為の写しを添付（独立行政法人及び地方公共団体を除く。）してください。
- 2 競売、民事調停等による単独行為での権利の設定又は移転である場合は、当該競売、民事調停等を証する書面を添付してください。
- 3 記の2は、権利を設定又は移転しようとする時期、土地の引渡しを受けようとする時期、契約期間等を記載してください。また、水田裏作の目的に供するための権利を設定しようとする場合は、水田裏作として耕作する期間の始期及び終期並びに当該水田の表作及び裏作の作付けに係る事業の概要を併せて記載してください。